

住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会（第1回）

議事概要

日 時：平成29年9月28日（木）10:00～12:00

場 所：経済産業省別館2階227共用会議室

出席者：

- （委員）坂本座長、岩村委員、川瀬委員、岸本委員、倉田委員、斎藤委員、金子様（坂本委員代理）、澤地委員、鈴木（兼）委員、高井委員、田島委員、津端委員、中上委員、成藤様（中村委員代理）、丸山委員、宮崎委員
 （オブザーバ）吉田省エネルギー課長（経済産業省）、松澤地球温暖化対策課長（環境省）
 （事務局）伊藤住宅局長、眞鍋審議官、長谷川住宅生産課長、山下建築環境企画室長、川田課長補佐

- 議 事：（1）研究会について
 （2）建築物省エネ法の施行状況について
 （3）建築物の省エネ性能の実態について
 （4）今後のスケジュールについて

議事概要：

○冒頭、伊藤住宅局長より挨拶を行った。

○座長には坂本雄三委員が選任された。

○議事に係る説明・指摘事項等については、次のとおり。

（1）研究会について

○事務局より、資料2及び資料3に基づいて、研究会について説明。

（2）建築物省エネ法の施行状況について

○事務局より、資料4-1、資料4-2及び資料4-3に基づいて、建築物省エネ法の施行状況について説明。

〈委員からの主な指摘事項等〉

- ・省エネ基準への適合審査において判断に迷った案件の具体的内容を説明してもらいたい。
- ・建築物省エネ法の説明会は、実務者向けの詳細なものほか、管理職等向けに制度の概要を説明するものも行ってもらいたい。
- ・届出率の向上に向け、届出を行わない理由を把握すべき。
- ・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）を活用している非住宅建築物の用途や省エネ性能の分析を行ってもらいたい。

(3) 建築物の省エネ性能の実態について

○事務局より、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づいて、建築物の省エネ性能の実態について説明。

〈委員からの主な指摘事項等〉

- ・ 基準適合率については、この程度のものだろうという印象。
- ・ 不適合物件において、空調・照明・給湯等などの設備が不適合の要因となっているか、また、複合用途の建築物ではどの用途が不適合の要因となっているか分析すべき。
- ・ 今後、実態データをより多角的視点から分析し、各種対策にも利用できるようにすることが望ましい。
- ・ 誘導基準への適合率は、集会所や病院が低く工場が高いなど、違いが出ているので、その要因を分析すべき。
- ・ 非住宅建築物については、用途が同じでも業態（飲食店の中でのラーメン屋と寿司屋の違い）によりエネルギーの消費実態が異なるので、業態まで細分して分析を行うことが望ましい。

(4) 今後のスケジュールについて

○事務局より、資料 6 に基づいて、今後のスケジュールについて説明。